

吉富町障害者活躍推進計画

令和2年12月

吉富町

吉富町教育委員会

◎計画について

吉富町は、障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、障害者活躍推進計画を以下のとおり作成します。

1. 機関名

吉富町
吉富町教育委員会

2. 任命権者

吉富町長
吉富町教育委員会

3. 計画期間

令和2年12月～令和7年3月31日

◎課題と目標

1. 課題

吉富町では、現在のところ法定雇用率（2.5%）を踏まえた必要人員（2名）を達成していますが、実雇用率は下回っている状況です。将来的な法定雇用率の上昇や人員増に伴う法定雇用障害者数の増加も視野に入れ、今後も継続的な任用やさらなる体制の整備が必要と考えられます。

2. 目標

（1）採用に関する目標

雇用障害者数（各年6月1日時点）

（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用障害者数以上

【評価方法】

毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行います。

（2）定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないようにします。

【評価方法】

毎年の任免状況通報のタイミングで人事記録を基に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理します。

3. 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

①組織面

- 障害者雇用推進者として総務財政課長を選任します。
- 吉富町で勤務する障害のある職員の相談窓口を設置し、職員からの相談に対応します。

②人材面

- 職員を対象に、障害に関する正しい理解促進のための啓発を行います。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 職員へのヒアリング等を通じ、既存業務の切り出し及び複数の作業の組み合わせ等による障害者が活躍可能な職務の選定・創出について、必要に応じて検討を行います。
- 人事評価面談または自己申告書等を活用し、障害者と業務の適切なマッチングができているのかを定期的に確認し、必要に応じて検討を行います。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①職場環境

- 庁舎においては、障害者の要望も踏まえ、必要に応じて障害特性に配慮した施設の設置や、就労支援機器の購入等の環境整備を検討します。
- 新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。
- なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

②募集・採用

- 厚生労働省が示している「合理的配慮指針」等を踏まえ、募集・採用を行います。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

③働き方

- 短時間勤務制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進します。
- 時間単位の年次休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。

④キャリア形成

- 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施します。

⑤その他の人事管理

- 年2回の定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。

(4) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。